

救貧法研究ノート

原 剛

1. 保険としての貧困救済

イングランドの救貧事業開始の背景には、ヨーロッパの他のキリスト教国におけると同様に、宗教的な動機、すなわち神への奉仕の一部としての慈善の勧めがあったが、それと同時に社会秩序を維持しようとする国王を中心とする支配階級による社会政策的な政治的動機が存在した。イングランドの1601年救貧法は、当時のヨーロッパ諸国の救貧事業が都市当局や教会によるものを中心としたり私的慈善に大幅に依存したのと異なり、貧困救済を政府の法律によって全国の教区に義務づけた点で、救貧事業の政治的意図を明確にしたのである。同法によって、イングランドの政府は、救貧事業の細目は各教区に委ねつつ、貧困の救済が全国的に行なわれるような制度の大筋を制定したのであった。封建時代のイングランドの農村社会は、地主貴族とその一族から構成される少数の支配階級と、人口の大部分を占めるその他の庶民からなっており、非常時を除けば、救貧の対象となったのは、庶民の中で老齢、身体障害、疾病、養育すべき子を残されて夫に先だたれた等の事情のために生活困難に陥った者たちであった。彼らは、困窮した場合には教会なり地域社会の篤志家なりの施しを受けた。しかし貨幣経済の進展にともなって貧富の差が高じ、16世紀に人口が増加して過剰人口と浮浪者が大量に生じると、救済を必要とする生活困窮者が増加し、それまでの篤志家の慈善のみでは、救済しきれなくなった。そのうえ困窮者の救済にある程度の役割を演じた修道院が、イングランドではヘンリー8世によって1536年から1540年にかけて解散されていた。イングランドの政府が全国一律の救貧制度を設けた背後には、そのような事情があったのである。これを庶民の側から見ると、イングランドの庶民は、困窮した場合には地域社会によって救済される資格があることをこの法律で政府によって保証されたわけである。この法律の施行は、中央政府の意を体した治安判事が管轄下の諸教区にそれを実行させる意志と能力に依存していたので、法律の制定後に救貧税による貧民救済が直ちに全国でいっせいに実行されたわけではなく、イングランドでは1700年頃までに各教区で法令にしたがって救貧税が徴収されるようになった。1284年にイングランドに併合されたが完全に統合されたのはヘンリー8世の治世だったと言われるウェイルズでは、各教区による救貧税の徴収の普及はイングランドよりおくれて18世紀中にそれが徴収されるようになった¹⁾。このようにして政府の法律に

よる貧困の救済が普及すると、イングランドの人びとは、貧窮した場合には自己の所属する教区によって救済される資格があると確信するようになり、救済されることを確実に期待するようになった。しかし 1831 年の時点でも全国で 1 万 5,000 以上ある教区のうちの 5 分の 4 は 200 家族以下の小教区であったので⁽²⁾、救済のために地方税として徴収される救貧税の税率と救済の方法は、教区によって異なり、実務の遂行は教区委員の中から選ばれた無給の貧民監督役の裁量に委ねられた。ところで 15・16 世紀のイングランドにおける人々の一般的生活水準は、ヨーロッパの他の地域より高かったので⁽³⁾、17 世紀の末頃のイングランドで困窮者に与えられた救済の内容はヨーロッパの都市などにおける救済より水準の高いものであった。ちなみに 1780 年代のイングランド全国の国民ひとり当たりの救貧支出はフランスの 7 倍以上であり、フランス以上に救貧制度が整備されていた 1820 年代のオランダの諸都市と比較しても、それは 2.5 倍に相当し、18 世紀後期と 19 世紀初期イングランド・ウエイルズにおける、高齢者と母子家庭の母のための所得補充は、大陸のそれよりずっと高かった⁽⁴⁾。ただし高いと言っても生活困窮者に与えられる施与のことであり、個々の貧困者に与えられる給付の内容の高さは限られたものであった。貧困救済の政治的目的が被支配者の不満を未然に防いで治安の維持にあるかぎり、貧民に与えられる救済の内容が比較的寛大であることは、政府にとってたいした問題ではなかったであろう。

イングランドの生活困窮者に与えられる救済の給付内容がヨーロッパの他の地域より高い水準になった理由は、イングランドの一般的生活水準が相対的に高くなっていったからである。そして生活水準の上昇は、もちろん、イングランドの経済発展に支えられたのであった。高水準の救済給付もイングランドの経済にそれを給付する余裕があったことを示すものであろう。ポール・スラックは、その経済発展を可能ならしめたのはイングランドの救貧制度だったことを示唆している。彼によれば、老人と寡婦にたいする生活保護があったので、若者は自由に家を出て独立し、貯蓄し、結婚を急がなかった。子供に老後の面倒をみてもらう必要がなかったから、急いで子をもうける必要もなかったのである⁽⁵⁾。リグリとスコフィールドは、工業化前のイングランド社会に、低い人口圧と高い生活水準を見いだした⁽⁶⁾。さらにイングランドの救貧制度を他のヨーロッパ諸国の救貧制度と対比して論じた別の研究者、ソラ P. M. Solar は、イングランドでは救貧制度が労働者によって一種の「保険」と見なされたために、経済発展が促進されたと述べている。ソラは、まずイングランドの救貧制度の特徴として、全国的な施行と形式の統一、直接的には土地・建物の占有者に課され、間接的には地代の切り下げという形で地主貴族に課された地方税によるところの所得再配分的な救貧財源の調達（これに対してヨーロッパ大陸で政府が救貧制度を設けたときには、その財源を逆進的な消費税によった）、及び他のヨーロッパ諸国や諸都市よりも確実な救済と寛大な給付内容という 3 点を挙げる。そして下層農民は、困窮した場合には、確実に公的な貧困救済を与えられることを期待でき、その給付の内容も、たとえば老齢の労働不能者に与えられる給付が不熟練労働者の賃金と同程度だったように、寛大なものだったの

で、イングランドの下層農民にとって、救貧制度が一種の「保険」となり、スラックが述べたような結婚行動をしたばかりでなく、賃労働への完全な依存をそれほど危険と感じることがなくなり、土地の利用への執着心がヨーロッパ大陸の農民より弱かったと言う。そのことは共同地の利用権の剥奪や小土地の保有権の剥奪にたいする下層農民の抵抗を弱めてエンクロージャを容易ならしめ、農業の生産性を高め、労働力の農村への滞留を防ぎ、労働力の効果的な配分を可能にし、工業化を促進したというのである⁽⁷⁾。ソラの議論は、ヨーロッパ大陸諸国の救貧事業と比較してイングランドの救貧制度を論じたために、その差異を極端に強調したきらいがある。イングランドの庶民が貧窮したときの教区の救済をあてにしたことは確かであろうが、それ故に彼らの小土地の保有や共同地の利用に対する執着心が絶対的に希薄で、その剥奪に対する抵抗が絶対的に弱かったと断定することはできないであろう。エンクロージャに対する抵抗は、ハモンド夫妻、E. P. トムソン、ホブズボームらによって述べられている⁽⁸⁾。むしろ、最下層の農民が慣習的に有してきたそれらの権利を失っても、なんら後顧の憂いがないと感じたのは、その権利を剥奪される側ではなく、それを剥奪する側だったであろう。つまりその権利の剥奪にさいして救貧制度による保険を意識したのは、領主や富農であり、救貧制度があったために、地主と富農たちはヨーロッパ大陸諸国の地主貴族たちより強引に躊躇することなく下層農民の伝統的・慣習の権利を奪ったとも考えられるのである。

ところで経済が発展して社会が複雑になると、社会階級の構成が近代以前の最上層に位置する一部の支配者たちとその他の庶民全員という形態でなくなり、両者の間に資産を有する中層階級が成立する。イギリスで18世紀に確立し、下層階級と一線を画して富める階級への仲間入りをしたこの中層階級の人びとは、救貧制度を資産保全のための「保険」と考えるようになった。

「救貧法に関する一般的な考え方は、『これらの法律によっていかなる国民も飢えることがないように手当を講じる我々は、まことに慈善の心に富んでいる』というものである。しかし、市民の権利についてもっと深く考察すると、別の状況が浮かびあがってくる。……生存権が財産権と衝突するとき、生命よりも財産を守るための道徳的根拠はない。……もし国家が存在しなければ、飢えている者は、飢え死にしないために隣人の食料を奪う自己保存の自然権を有する。その権利を制限できるのは、隣人も自分が飢え死にしないために行使する自己保存の自然権である。国家が存在する場合には、国家が介入して、隣人の財産権を侵害することがなるべく少ないような仕方でも隣人に課税して、飢えている者が死なないように食料を与える。それが国家の義務である。それが救貧法によってたつ基本的原理である。……」⁽⁹⁾

救貧制度が財産保全のための保険と考えられるようになると、救貧のために支出する金額はなるべく少ない方がよいと、課税される資産の所有者が考えるのは当然であろう。

ところが救貧のための支出は、18世紀後半に増加し続けた。

表1 救貧費の支出の変化 イングランド（1696～1926年）

年	救貧支出 総額 (£1000)	人口 (1000人)	人口一人当たり 救貧費 (旧シリング・ ペニー)	小麦の価格 (1/4トン) (旧シリング・ ペニー)	消費者 物価指数 (1701年=100)
1696	400	5,800	1 s. 5 d.	43 s. 0 d.	121
1750	690	6,000	2 s. 4 d.	34 s. 1 d.	95
1776	1,531	7,600	4 s. 0 d.	39 s. 4 d.	114
1785	2,004	8,000	5 s. 0 d.	43 s. 1 d.	120
1803	4,268	9,230	9 s. 3 d.	58 s. 10 d.	156
1813	6,656	10,650	12 s. 6 d.	109 s. 9 d.	243
1818	7,871	11,550	13 s. 8 d.	86 s. 3 d.	194
1832	7,037	14,160	9 s. 11 d.	58 s. 8 d.	132
1834	6,317	14,520	8 s. 8 d.	46 s. 2 d.	135

Mitchell & Deane, Abstract of British Historical Statistics, pp.6-8, 410, 416-18, 488-89

とりわけ18世紀の末から19世紀の初期にかけての大幅な増加は、救貧税の大口の納税者である借地農場経営者によって救貧税負担の故に地代の引き下げを求められた地主貴族、および被救恤民とあまり関係のない商工業経営者によって、異常な増加として受け止められ、その増加の原因にかんする論議が盛んになされた。その議論の根底には、下層階級の人びとがフランス革命の思想的影響を受けて、過剰に所得の再配分を要求しているのではないかという憂慮があった。1841年のエディンバラ・レビュー誌上に掲載された1834年救貧法改正法に関する論評の中で、記者は次のように述べている。

「その間に (= 18世紀後期に [筆者]), 非常に危険な意見が広まり始めた。それは、立法府は貧民 (the poor) に対して、直接的な介入によって、快適な生活のための資料を提供する権限があり、責任があるという意見である。遺憾なことに、この意見は「貧民」という言葉に含まれる二重の意味に助けられている。この言葉の一つの意味は……病弱か事故か身の不始末のために、実際に自分自身の生活費をかせぐことができない者の総体をさす。……しかしそれは貧民なる語の普通の使われ方ではない。それは、最も広い意味では、富者 (the rich) の反対語として使われる。そして最も普通の使われ方では、その語は上層と中層の階級以外のすべての人を指す。つまり生活の資を筋肉労働によって得る人々のすべてを指すのである。……この意味では、すべての種類の労働者階級、つまりイングランドの人口の10人中の9人は貧民である。そして三段論法によれば次のようになる。

すべての貧民 (つまり生活困窮者) に救済を与えるのは立法府の責務である。

すべての労働者階級は貧民 (つまり無産者) である。

したがって労働者階級のすべてに生活の資を与えるのは立法府の責任である。」⁽¹⁰⁾

この記者は救貧費の増加の原因を、まず第一に、政府がすべての労働者階級の生活を保障しよ

うとした点に求めた。そしてさらに続けて、救貧費増加の悪影響について述べて救貧法改正の必要があったことを再確認した。

2. 旧救貧法下の救済支出増加に関する当時の論者の見解と、 それに対する現在の評価

旧救貧法の下における救済支出の増加の原因とそれに伴う弊害に関する当時の上・中層階級の人々の考えは、救貧強制労働院 workhouse に収容することなく、在宅のまま手当 allowance を与えること（院外救済 outdoor relief）が救貧支出増加の原因であり、それに伴う弊害は労働者の勤労意欲と貯蓄精神の減退であるというものだった。さらに農業労働者たちは、パン価格の高騰期に与えられる救済を賃金不足分の補助と考えるようになって、その「手当」を上からの恩恵でなく当然の権利と考えるようになり、上なる権威にたいする畏敬と服従の心を失って反抗的になったと、上・中層階級の人々は考えた。

1834年にイギリス下院に提出された『救貧法調査勅命委員会報告書』が、旧救貧法に見いだした最大の問題点は、そのような道徳的・政治的性質のものであった。そしてそれを矯正する手段は、労働可能な者に対する在宅救貧手当を廃止して、労働可能な困窮者はすべて救貧強制労働院に収容して、労働に従事させ、院内の生活水準は最下層の労働者の状態より劣等にする、というものであった。報告書によれば、農業労働者の賃金はかつてないほど多くの生活必需品と安楽を得られるほど高いので、それより劣等な処遇といえども、生きるのに必要なものは十分に与えられるというのであった⁽¹¹⁾。

マルサスは既に1798年に『人口の原理』において、旧救貧法下の在宅手当制度と児童手当制度を激しく批判し、救貧法の廃止を訴えた。

「イギリスの救貧法が貧民の一般的地位を圧迫する傾向は二つある。その第一の著しい傾向は、それを支えうるに足るだけ食物をふやさないで人口を増加させることである。貧乏人は、一家の独立を支え得る望が、ほとんど、または全くないのに、結婚する。そのため、この法律は、ある意味では、貧民を製造してそれを生かしておく法律だといえる。……第二に……救貧院の内で消費される食料は、それだけ、ヨリ勤勉でヨリ大切な人々の分前を減らせることになる。そしてこのためまた、独立のできない人をふやすことになる。……幸いにも、イギリス農民の間には、独立の精神がまだほろびずに残っている。救貧法はこの精神を滅ぼすために、わざわざ作られた感がある。……本来貧民合宿舎^{セツルメント}と言う事業は（これは定住地法の誤訳筆者）、たとい現在のように改善されても、自由の思想には全然矛盾するものである。……まず第一に、現行救貧教会区法を全廃すべしといたい。こうすれば、何はさておき、イギリスの農民に、自由と行動の自主とを許すことになる……⁽¹²⁾

1834年の救貧法調査委員会報告書では、マルサスの名前も『人口論』も全然言及されていないが、その著書に述べられている思想を、調査委員たちや委員会で証言した証人たちが共有していたことは、『人口論』と『報告書』の両方からの引用を見ると明らかである。

「労働者たる貧民と言うのは、俗にいうように『手から口』の生活をする。かれらには眼の前の欲望だけが問題で、将来のことは問題でない。たとい貯蓄する機会があっても、かれらはそれをしない。かりに目の必需品を買う以上の金があれば、すべてそれを酒屋にもって行くのが、彼らには普通だ。これを要するに、イギリスの救貧法は、庶民の間にある貯蓄の力と意欲を奪うものだ。そしてその結果として真面目と勤勉と、従ってまた、幸福にたいするもっとも強烈なる刺激の一を奪うものだ。(人口論)⁽¹³⁾

「住民が被救恤民化した教区では、救貧手当を受ける資格が与えられるやいなや、労働者たちは手に入れた金の使い方がだらしくなり、貯金しないばかりでなく、暮らしむきがよかった時にためた僅かな財産さえ、遊興のために無駄使いする。しかしイギリスの小農の間の自尊心はまだ完全には損なわれていないので、これが普遍的であるところまでには至っていない。」(委員会報告書)⁽¹⁴⁾

「最後に、極度に貧困におちいつている者に対しては、州^{カウンティ・ウワークハウス}救貧院をたて、全王国に賦課せられる租税^{レート}によってそれを支え、州民なら誰でも、いな国民なら誰でも自由にそこに入れるものとする。たべものは貧しくし、仕事のできる者には仕事をさせる。ここを、いろいろの難儀に会った人々の楽しい避難所と考えてもらってはこまる。ここは、非常に困った人々が少しばかり休養するところで、それ以上のものではない。(人口論)⁽¹⁵⁾

「第一に、医療介護の場合と、後述する徒弟修行の場合を除き、規則が守られているウワークハウス以外で、労働可能者とその家族に対して与えられるすべての救済は違法であると宣言せられ、明記された時期をもって廃止されるべきこと。……被救恤民の増加を止めるのに必要なことは、教区から救済をうける者がすべてもっぱら教区のためだけに働き、個人の雇用主のために働く自立の労働者の労働より重労働で、低賃金で働くようにすることである……」(報告書)⁽¹⁶⁾

救貧法調査委員会報告書の分析は、トニー R. H. Tawney によって「非歴史的」と評され⁽¹⁷⁾、ブローグ Mark Blaug によって「非歴史的であるばかりか、非統計的である」と喝破された。ブローグの結論は、(i)農業労働者の低賃金は、院外救済手当の結果でなく、原因であった；(ii)生存水準以下の賃金を補助した院外救済手当と教区による一種の公共事業への雇用は、労働者の勤労意欲を阻害する弊害を伴ったのではなく、むしろ当時、当該地方に必要な言わば「福祉行政」であった；(iii)院外救済手当を与えられる賃金の基準は非常に低かったので、他の仕事への転職を妨げるほどの魅力はなかった；(iv)賃金補助手当はナポレオン戦争中に行なわれたが、1832年までにたいてい行なわれなくなっており、一般に行なわれていたのはもっと以前か

ら行なわれていた児童手当であった；(v)児童手当は第4子から与えられるのが普通であり、しかも児童数の増加に対応して給付が遞減されたので、児童手当は出生率を上昇させる刺激とはなり得なかった；(vi)イングランド南部と東部の高水準の救貧支出の原因は、小麦生産に伴う季節的失業であった；(vii)小麦生産への特化が農繁期においてさえ過小雇用を生じさせ、救貧税支出の増加の原因となったというものであった⁽¹⁸⁾。

ブローグの結論は、人口と手当の関係に関することを別とすれば、その後の研究者により援護されたり、補強されたり、確認されたりした。ただしブローグの結論のうち人口については、二人の研究者の間で互いに異なる解釈が示されている。すなわちヒューゼル James Huzel が、1969年論文でイングランドとウェイルズの1791～1851年の出生率と実質救貧支出の動向、および院外救済に関して対照的に異なる救貧行政を行っていたケント州内の二つの教区の実証的比較研究により、また1980年論文では15州内の22教区における賃金補助手当の廃止が人口に与えた短期的影響と、ケント州内で賃金補助手当を行っていた11教区とそれを行っていなかった18教区における人口動態を比較し、さらにケント州内の49州で与えられた児童手当の与え方の相違と人口動態の差異を検討して、賃金補助手当と児童手当が人口増加と無関係であるどころか、大多数の教区において児童手当を廃止した後に婚姻率と出生率が増加し、乳児死亡率が減少したという証拠を提示したのに対して⁽¹⁹⁾、イングランド東南部における214の農村教区の出生率を検討したボイヤ George R. Boyer は、そこにおける1826～30年の出生数と乳児死亡率を、1831年センサスのための未発表の回答と、1831年センサスと、1834年救貧法調査委員会調査報告書中の農村地域への質問第24を資料とし、いくつかの仮説に基づいて数式を立て、回帰分析によって、1795年以後に児童手当が広く採用されたことが、19世紀の最初の20年間の出生率増加の原因であったと述べている。彼は、児童手当が第三子から与えられた教区では、児童手当がない教区より出生率が25%高かったと計算している。ヒューゼルが見いだした児童手当廃止後の出生率の増加は、労働者の賃金の上昇のために児童手当が廃止されたのだと考えれば、なんら不思議なことではないと、ボイヤは考えている。このほかに、ボイヤは農業労働者の年間所得が10%上昇すると出生率が4.4%だけ上昇することや、家屋数に対する居住家族数の比率が10%上昇して住居が手に入れにくくなると出生率が2.8%低下すること、および居住条件の過密度が10%増すと出生率が1%低下することを算出して、救貧法と人口増加に関するマルサスの仮説は妥当であったと述べている⁽²⁰⁾。

このようにして、児童手当と人口増加との関係について、ヒューゼルは実証的数字から、ボイヤは統計的計算の結果から、互に相反する結論に到達した。この問題について、現在までのところ、ボイヤの結論に従う論者はいない。最近刊行された書物で、著者のドントンは「結局、人口成長は広い範囲の変数の結果であり、おそらく救貧手当が大きな差異を生じることはあり得なかったであろう。いな救貧手当は農村の過小雇用の原因となったというより結果だったのであ

り、最低生活水準を維持するために必要だったのであろう」と述べている⁽²¹⁾。イングランド・ウェイルズの人口が18世紀を通じて著しく増加したことは確かである。マルサスは18世紀末の救貧費の急増が過剰人口に起因すると考え、過剰人口の元凶は救貧法のみにあると考えた。その仮説の前半は妥当である。すなわち18世紀初めからヨーロッパ全体に生じた人口増加の趨勢に違わずイングランドでも継続した人口増加によって、農村における労働の供給が需要を大きく超過して、過小雇用が生じたのである。現在、大かたの論者は、19世紀末から20世紀初期にかけての手当制度の開始は、所得の低下と小麦価格の高騰に対処するために必要な措置であったとしている。所得が低下した背景には、それに加えて、イングランド東部と南部において発展したところの囲い込まれた農場での小麦生産が農業労働者の通年雇用を必要としなくなったことや、囲い込みによって零細な保有地や菜園を奪われ、共同地を利用した家畜の飼育ができなくなったことや、産業革命の進行にともなって従来小農によって営まれて家計を補充してきた農村の家内工業が衰滅していったなどという18世紀後期イングランドの特殊な状況があった。

もともと農村の最下層の農民の生活は上に述べたようないくつかの源泉からの収入によって維持されてきたのである。13世紀末イングランドの小屋住み農の夫婦と子供3人の生活では、2エーカーの保有地から得られる3クォーターの穀物が食料の年間消費量の半分に当たり、共同地で飼育する1頭の牝牛から得られるミルクとチーズを販売し自家用にもあてた。不可欠の支出は、地代の4シリングと食料の不足分である3クォーターの大麦の購入代金13シリングであった。この支出は労働賃金によって稼がれなければならなかった⁽²²⁾。これを18世紀末の価格に置き換えると、小農への分割貸与農地の地代は非常に割高で、平均では1エーカー40シリングだっ

表2 農業労働者の週賃金(旧シリング 旧ペンス)と小麦価格

年	労働賃金		小麦価格		大麦価格		食パンの価格	8ポンド11オンスに 換算したパン価格	
	s.	d.	(旧シリング・旧ペニー)	s.	d.	s.	d.	d.	s.
1767-70	8	0	42	9	26	5	7.3 d.	1 s.	3.8 d.
1796	9	0~10	78	7	35	4	9.7 d.	1 s.	9 d.
1801	11	0	119	6	68	6	15.5 d.	2 s.	9.6 d.
1804	8	6~12	62	3	31	0	9.7 d.	1 s.	9 d.
1811	10	0~15	95	3	42	3	14.0 d.	2 s.	6.4 d.
1815	15	0	65	7	30	3	10.4 d.	1 s.	10.5 d.
1821	8	6	56	1	26	0	9.5 d.	1 s.	8.6 d.
1823	8	0	53	4	31	6	10.3 d.	1 s.	10.3 d.
1831	7	0~10	66	4	38	0	10.0 d.	1 s.	9.7 d.
1838	9	0	64	7	31	5	10.0 d.	1 s.	9.7 d.
1843	9	0~11	50	1	29	6	7.5 d.	1 s.	4.3 d.
1847	7	0~12	69	9	44	2	11.5 d.	2 s.	9.7 d.
1850-2	8	6	39	9	25	7	6.7 d.	1 s.	2.5 d.
1855	8	0	74	8	34	9	10.7 d.	1 s.	11.2 d.

A. L. Bowley, *Wages in the United Kingdom*, p.23.

Deane & Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, p.488.

た。大麦価格は 1796 年に 35 シリング、1800 年に 59 シリング、1801 年には 68 シリングである。もし 1 エーカーから 4.5 クォーターの小麦とジャガイモが生産されるならば、食料はほとんど自給できたであろう。しかし分割貸与農地を保有できる農業労働者は少なかった。しかも小農たちも 18 世紀の後期には大麦やライ麦のパンでなく小麦のパンを食べるようになっていた。パンの価格を基準にして賃金補助的救貧手当を支給することを決めたスピーナムランド制度においても、基準としたパンは小麦パンであった。小麦は大麦の 1.5 倍以上の価格であった。1796 年や 1801 年のように小麦の価格が 1 クォーター 78 シリング以上とか 119 シリング以上ときには、年間の小麦の購入代金は 468 シリングとか 714 シリングとなり、これを労働賃金で賄うとすれば、かりに 1 年間に 50 週間農作業に雇用されるとすれば、週当たりの賃金は 1796 年には 9.36 シリング、1801 年には 14.28 シリングを要したであろう。ただし農業労働者が年間に就業できたのは 20 ないし 30 週であった。農業労働の賃金と、小麦と大麦の 1 クォーター当たりの価格は表 2 のとおりである。

表 2 によれば、農業労働者が子沢山で、家族が小麦パンを常食とし、家族の賃金稼得者が一人の男性のみであった場合には、農業労働の賃金だけで一家が生活できた年は、救貧法改正前も改正後もなかったのではないかと思われる。

3. 救貧法改正後の救貧支出減少の理由

1834 年救貧法調査委員会報告書は、旧救貧法下における救貧費支出の増加に関して誤った分析をなし、その誤った分析に基づいて救貧法改正の方策を建言したというのが、現在の救貧法研究者の評価である。それなのにその改正の目的の最も重要な一部である救貧費の支出削減は、表 3 に見るとおり実現された。

表 3 救貧法改正後の救貧支出の減少

年	人口 (単位 1000 人)	救貧費支出総額 (単位 £1000)	人口一人当たりの救貧支出 (旧シリング・旧ペンス)
1834	14,372	6,317	8 s. 9. 5 d.
1835	14,564	5,526	7 s. 7 d.
1836	14,758	4,717	6 s. 4.75 d.
1837	14,955	4,044	5 s. 5. 5 d.
1838	15,155	4,123	5 s. 5. 5 d.
1839	15,357	4,407	5 s. 8.75 d.
1840	15,562	4,576	5 s. 10. 5 d.
1841	15,911	4,761	6 s. 0. 5 d.
1842	15,981	4,911	6 s. 1.75 d.
1843	16,194	5,208	6 s. 5.25 d.
1844	16,410	4,976	6 s. 0.75 d.

救貧支出削減に関するかぎり、救貧法改正は成功したのである。それを削減するために調査委員会報告書が勧告した方策は、労働可能者に対する院外救済手当の廃止であった。しかしそれを廃止することは、工業都市においては非現実的であった。なぜならば、景気変動によって一挙に生じる大量失業者の全員をウワークハウスに収容することは物理的に不可能であり、またもし可能だったとしても、それには莫大な費用を要したので、僅少の額の在宅救貧手当を給付する方が、救貧税納税者にとって遥かに好ましいことだったからである。1834年調査報告書の作成に大いに貢献しながら、救貧法改正後には期待に反して救貧法委員会の書記にしか任命されず、しかも委員会の後期には委員会内で冷遇されたチャドウィックは、1846年の調査委員会に証人として出席し、委員会の行政は不十分で、労働可能者に対する在宅救貧手当が1834年以後も、それ以前と同様に行なわれていると述べている⁽²³⁾。ちなみに1839年末頃、ウワークハウスに収容されている被救恤民の数は9万8,000人で、在宅救貧手当を与えられていたのは56万人であった⁽²⁴⁾。農村地域においても労働可能者に対する在宅救貧手当は続けられた。救貧法改正後のイングランド東南部についてディグビ Anne Digby は「新救貧法の原則が名目的には60年間行なわれたにもかかわらず、その原則は、農村地帯において未だ確立されていなかった。……1834年以前と以後の農村における救貧法は、院外救済手当で貧民を救済する農場経営者によって取り仕切られていた。この連続性の方が1834年法によって生じた変化よりも印象的である」と述べている⁽²⁵⁾。このように農村部においても在宅救貧手当が与えられ続けたにもかかわらず救貧支出が顕著に減少したとすれば、救貧支出減少の原因は、在宅救貧手当の受給申請者が減少したことであろう。救貧法に関する現段階の研究では、労働可能者に対する在宅救貧手当の増加の背景には(i)エンクロージャによって、小保有地と牝牛や羊の放牧に利用できた共同地との喪失；(ii)副業的な家内工業の衰滅；(iii)低賃金；(iv)過小雇用の4点があったとされている。在宅救貧手当の受給申請が減少するためには、その4が解消されなければならなかったであろう。以下では救貧法改正後のその4点の変化について見る。

(i) 分割貸与農地 (allotment)

小土地保有者にとって共同地から得られる収入は非常に重要だった。小農でも共同地に牝牛や羊や豚を放牧して少なくとも年間4ないし7ポンドの収入をあげ得たのである⁽²⁶⁾。開放耕地制度のときに収穫後の麦畑で小農の家族に許された落ち穂拾いでは、小農の主婦は0.6ないし0.7クォーターの小麦を集めた⁽²⁷⁾。エンクロージャによって小農たちはこれらの収入を失った。かりに小面積の土地を保有していた農民が、囲い込みの中に土地の保有権をもち続けることを認められても、彼らには囲い込みのために拠出する資金がないために、結局その権利を放棄した。あるいは小保有地の権利放棄の代償として与えられる少額の補償金は、すぐに費消されてしまった。これらの小土地保有者や、土地は保有しないが共同地の若干の利用を黙認されてきた農業労働者

の生活を保護するために考えられたのが、分割貸与農地、alottment であった。それは 18 世紀の末にウィンチルシ卿 Lord Winchilsea によってラットランドの所領で始められ、バーナード Sir Thomas Bernard によって文書で紹介されたが、1830 年まであまり行なわれなかった。1830 年にイングランド南部の農村で困窮が進み、不満が高じるとようやく慈善家の地主貴族によって僅かに行なわれるようになったのである⁽²⁸⁾。分割貸与農地とは、地主が原野を 2 分の 1 エーカー（約 2,000 m²）ないし 4 分の 1 エーカー、あるいは 8 分の 1 エーカーの菜園に分けて農業労働者に貸すのが普通だったが、教区が地主から借地して運営する場合や、借地農場経営者が土地の一部を分割して又貸しすることもあった。分割貸与農地の地代は普通の借地農場経営者が払う地代よりずっと高かったが、そこにジャガイモを栽培することによって農業労働者の家計は大いに助けられたので、分割貸与農地に対する需要は多かった。しかしそれは農業労働者の求めに応じて創出されはしなかった。

分割貸与農地が必要に応じて供給されなかった理由は、それに対する農場経営者と小売業者の反対であった。農場経営者は、農業労働者が分割貸与農地をもつことによって賃金への依存度を減少させ、雇用主への畏敬の心を失い、賃上げを要求したり、労働提供を渋ったりすることを恐れた。また小売店主は労働者が食料を自給することによって、店の売上が減少することを恐れた。都市の工業労働者や職人には自助の精神が勧められたが、農村の中層階級である農場経営者や食物の小売商によっては喜ばれなかったのである⁽²⁹⁾。

したがって救貧法が改正されるとすぐに分割貸与農地が急増したとは思われない。ミッドランズ西部の 69 教区の調査によると、その地域では 1840 年以前にはほとんど分割貸与農地がなかったらしく、それがかなり生じたのは 1840 年から 1850 年にかけてのことであった。1850 年にこの地域の 20 歳以上の農業労働者は約 6,000 人と推計され、分割貸与農地の総面積は約 750 エーカーであった。分割貸与農地の面積が平均して 0.5 エーカーなら、分割貸与農地の数は 1,500 件、0.25 エーカーなら 3,000 件である。その後分割貸与農地は増加し続け、1850 年～70 の時期に 200 エーカー増えて 950 エーカーとなり、1885 年以後の数年間にさらに倍増して、1881 年の 1,096 エーカーが 1991 年の 2,393 エーカーとなった⁽³⁰⁾。この地域の農業労働者は、1840 年以前には分割貸与農地をほとんどもたず、1840 年から 1850 年になると農業労働者の 4 分の 1 から 2 分の 1 がそれを保有するようになっていたと思われる。さらに 1881 年のイングランド全土における 20 歳以上の男子農業労働者は約 67 万人⁽³¹⁾、1886 年の分割貸与農地は全国で 60 万件以上と推計されているので⁽³²⁾、19 世紀の末のイングランドでは大部分の農業労働者がそれを保有していたのであろう。しかし 1834 年の救貧法改正に続く数年間には、分割貸与農地が、農業労働者の生活水準を上昇させるほどに普及したとは考えられない。新救貧法施行後に直ちに生じた救貧費支出の削減の理由は、どうやら分割貸与農地によったのではないと言えよう。

(ii) 家内工業

18世紀イングランドにおいては、貨幣賃金は稼得の一部に過ぎなかった。ビールやパンや燃料などの現物給与が稼得に加えられた。前貸し問屋制度のもとで家内工業が営まれた場合には、加工賃のほかに材料の余りをもらう余禄もあった。それが余禄なのか横領なのかは微妙な問題で、18世紀が進行する中でその種の余禄は次第に認められなくなって、横領あるいは窃盗として刑事罰を受けることとなった。イングランド南部の農業労働者たちは、家内工業があればそれによっても稼得を得られたのであった。18世紀のイングランド南部の農村ではレース編みや、麦藁帽子編み、手袋製造、ボタン製造等が行なわれて行われていたが、ナポレオン戦争後に外国製品が輸入されてその競争に敗れたり、別の地域の工場で生産されるものとの競争に敗れて、19世紀の初期をすぎると、衰退の一途をたどった。農業労働者の稼得との関連では、1834年の救貧法改正後のイングランド南部農村の家内工業の状態は、改正前よりよくなかったというより、悪化していたのである。ただしそれらの家内工業は救貧法改正後に直ちに消滅したわけではなく、手袋製造のように1840年代初めにイングランド南部の農村から姿を消したものもあったが、手編みレース製造は1880年代まで存続していた。1840年代初めにレースの手編み作業で、若い婦人は1日に11時間働いて1週に3シリングを得、麦藁編みでは、1838年に1日に12ないし14時間働く婦人の賃金は1週に5ないし7シリング、家庭の主婦の収入は2ないし2.5シリングであり、手袋製造では1834年には1週に2シリングを得られた。しかし救貧法改正後の家内工業が改正前より好況だった例はなく、家内工業が救貧費支出の減少を説明するとは思われない⁽³³⁾。

(iii) 労働賃金

18世紀末から19世紀初期にかけての救貧費支出の増加の契機が、小麦価格の高騰にあったことは当時の人も認めるところであった。バークシャの治安判事がペリカン・インでの会議で決めたいわゆるスピーナムランド制度は、パンの価格が高騰した場合に、パン購入に不足する賃金の不足分を補う制度であった。すなわち8ポンド11オンス（約3,940グラム）の2級小麦粉で作った食パンの価格が1シリングのときには、独身の男性農業労働者は少なくとも1週に3シリングを必要とし、妻子のある場合には、一人につき1.5シリングが必要であり、そのパンの価格が1シリングを超えると、超過した1ペニーにつき労働者本人は3ペンス、家族の他の者には一人につき1ペニー必要であるとした。そしてそれが労働者本人によって稼がれない場合には、教区の救貧費から全額または不足分が与えられるというものであった。つまり1ガロンの食パンの価格が1シリング4ペンスのときには、所帯主の男には1週に4シリング、家族にはひとりにつき1シリング10ペンスが生活費として必要とされ、それが賃金なり救貧費なりで与えられな

ればならないとしたのである。そしてパンの価格が1 シリングを超えると超過分1 ペニーごとに、世帯主には3 ペンス、扶養家族には1 ペンスが必要とされた⁽³⁴⁾。この計算によれば、単位当たりの食パンの価格が2 シリングの場合には、3 人の子を抱えた夫婦の家計は12 シリング必要であった。表2の数字を見ると1834年の救貧法改正以後の10年間に農業労働者の賃金は、それ以前と比較して大差ない。例えば新救貧法の施行状況を調査するための議会特別委員会に1837年に出頭して証言したサックスのペットウワース教区連合の救貧委員補佐によると、その地方では、救貧法改正後に賃金が1 シリング上げられて、1837年当時には9ないし10 シリングとなっていた。またハンプシャのドゥロクスフォード教区連合の保護委員を勤める農場経営者によると、彼の労働者の賃金は救貧法改正前は7ないし10 シリングであり、改正後に1ないし2 シリング賃上げして9ないし11 シリングになっていた⁽³⁵⁾。このように救貧法改正後に賃金の引き上げが行われたとしても、その引き上げ幅は限られたものであり、農業労働者の賃金に顕著な変化が見られるのは19世紀半ば過ぎなのである。

表4 農業労働者の週賃金の変化（旧シリング 旧ペニー）

	1767-70	1794-5	1833-45	1867-70
バッキンガムシャ	8 s. 6 d.	7 s. 4 d.	9 s. 10 d.	14 s. 3 d.
ノーフォクシャ	8 s. 0 d.	8 s. 1 d.	10 s. 7 d.	14 s. 9 d.
ドーシトシャ	6 s. 9 d.	8 s. 3 d.	7 s. 10 d.	11 s. 6 d.
ランカシャ	6 s. 6 d.	10 s. 1 d.	12 s. 5 d.	17 s. 9 d.
ノーサンバランドシャ	6 s. 0 d.	10 s. 3 d.	11 s. 9 d.	17 s. 6 d.

E. H. Hunt, "Industrialisation and Regional Inequality of Wages in Britain, 1760-1914", *Journal of Economic History*, 46 (1986), 965-6.

救貧法改正直後の救貧費の支出の大幅な減少は、農業労働者の賃金の変化によって説明されるとは考えられないのである。

(iv) 過小雇用

先述したように農作業には農繁期と農閑期のリズムがあり、とくに小麦生産を重点的に行なうイングランド南部では、農繁期が比較的短く農閑期が長かった。農業労働の賃金は農繁期には高く、秋・冬の農閑期には低かった。ボイヤは農場経営者が農閑期に労働者に対して全く就業の機会を与えなかったかのように叙述しているが、エンクロージャ後にも農場経営者は農業労働者に対して、農繁期にはフルタイムの作業と賃金を与え、農閑期には半端な仕事を与えて、それ相応の賃金を与えた。それが合理的な農場経営だったのである。農業労働者は農閑期の賃金では生活できなかった。生活できないほど困窮した者には、たとえ労働可能な男でも教区から救済を与えられるのが国法の定めるところであり、伝統的社会以来の慣行であった。ところで小麦は、収穫時に機を逸することなく一気に刈り入れなければならない。コンバインがない時代にはこの作

業は多数の人手によって遂行された。農場経営者にとっては、収穫の作業のために、労働力を村内にプールしておくことが必須だった。しかし雇用がなければ労働者は他の教区に移る恐れがあった。定住法が貧困の救済は法的に定住地と認められた教区以外では受けられないと規定したことによって、農民の離村が妨げられはしたが、教区の役人が出身教区を証明する証明書を発行すれば、若い男性が他の教区に行って就業することはかなり自由に行なわれた。したがって労働可能な農民が離村しないようにするためには、農閑期に農業労働者の生活を保証しなければならなかった。その生活の保証が救貧税によって行なわれたのである。したがって救貧法の改正によって救貧費の支出が減少するためには、その季節的な失業による過小雇用が解消されることもひとつの要因になりえたであろう。季節的失業を解消する一つの条件が進むことは進んだ。一部の農場経営者が農業労働者を年間を通して雇用するようになったのである。労働者の雇用が通年に変えられた理由は、ディグビーによれば農場経営者の経済的に合理的な選択であったとされる。すなわち新救貧法が命じるとおりに院外救済手当を全廃して農閑期に農業労働者とその妻子の全員をウワークハウスに收容すると、賃金を支払う場合の2倍の費用を要し救貧税も増税されざるを得なかったからである。しかし年間を通して雇用されたのは、農場経営者によって選ばれたところの限られた労働者だった。それは最もよく働く質のよい労働者と、ウワークハウスに收容すると費用がかさみすぎる家族もちの労働者だった。ウワークハウスに收容されたのは主に独身の男と、雇用主にとって好ましくない働きの悪い男だった。ところでイングランド南部の農村では、1842年頃までに労働可能な男にたいする院外救済禁止の命令が周知されることはされたが、例外の規定として労働可能な者でも、本人や家族の者の病気という名目で院外救済の給付を受けることも認められていた。この例外規定の適用が一般的に行なわれたのである。1839年に全国のウワークハウスに收容されていた被救恤民は9万8,000人であったのに対して、院外救済を受給していたのは56万人であった⁽³⁶⁾。農場経営者が救貧行政を取り仕切っている教区では、労働者の雇用条件を通年に切り替えるよりも、何らかの口実で労働可能な男性労働者に院外救済手当を与えることが、最もコストの低い合理的な選択だったであろう。そのような戦略の中で院外救済が1843年に向けて徐々に減少していったことは認められる。

表5 ノーフォクにおける院外救済受給者の中の労働可能成人男子の比率

年	1840	1841	1842	1843	1844	1845	1846	1850-59	1860-69	1870-79	1880-89
%	75.5	72.4	67.8	64.0	66.2	66.9	66.7	82.1	83.8	86.4	75.9

Anne Digby, "The Rural Poor Law", in Derek Fraser (ed.) *The New Poor Law in the Nineteenth Century*, p.162.

結 語

新救貧法施行直後の救貧支出の減少の理由を求めて、分割貸与農地、賃金、家内工業、過小雇

用について見た。過小雇用は、一部の地主による分割貸与農地の創出と、一部の農場経営者によって一部の農業労働者に対して行なわれた年間を通しての雇用契約で、若干の改善は見られたが、それは救貧法改正後の当座は限られたものであった。分割貸与農地も賃金も顕著な改善が見られたのは19世紀の後半であり、家内工業は19世紀前半に衰退の一途をたどった。上記の四つの与件において、救貧費の支出の減少に大きく貢献するような変化は救貧法改正後の10年以内には生じなかったのではないかと思われる。また地方レベルの救貧行政において労働可能な生活困窮者にたいする院外救済は、名目を変えて継続された。またボイヤーは、救貧法の改正後に農業労働者が冬季の農閑期に農村から都市に移動した形跡はなく、旧救貧法は農業労働者の季節的移動を妨げる障害になってはいなかったと述べている⁽³⁷⁾。それなのに救貧費の支出は減少したのである。何が変わったのであろうか。

変わったのは、まず地方において救貧行政に携わったり救貧税を収めたりする農場経営者たちの側の精神である。貧民を救済する精神には、宗教的・人道主義的・伝統的要素と、救貧を自己の資産を保全するための保険と見なす利己的・経済的要素との両方が存在した。そして後者の要素は、救貧費の支出をなるべく低く抑えようとするであろう。新救貧法は、その利己的・経済的思考を正当化する哲学を地方における救貧行政の担当者と納税者に提供した。その哲学を受け入れた地方の救貧行政担当者が、人道主義的顧慮を恬然と後退させ、労働可能な者に院外救済手当を与え続けたとしても、経済的配慮を先行させて救済を給付する基準を厳しくし、救済の質と量を低下させたであろう。

次に変わったのは、院外救済救済手当を受ける労働者側の態度であろう。農作業の季節性とそれに対応する農場経営者の労働雇用政策については先述した。零細な農地を保有する農民にとって、農繁期のフルタイムの就業と農閑期の半端な就業という形は、18世紀末に始まったものでなく、エンクロージャ以前から行われたのであり、稼得の不足分は零細な保有地の収穫や共同地で飼う家畜からあげられる収入で補われた。しかしエンクロージャによってそれが得られなくなると、稼得を補填するためには、教区からの院外救済手当に頼るほかに道はなかった。こうしてエンクロージャ後の農業労働者の生計は、農繁期の完全就業と農閑期の不完全就業とから得られる賃金プラス院外救済手当によって成り立った。農業労働者たちが院外救済手当を「埋め合わせ make up」とか「パン金 bread money」とか呼んだゆえんである⁽³⁸⁾。そのような生活の中で農業労働者にとって最も合理的な生活態度は何だったであろうか。それはなるべく体力を消耗することなく教区からの手当をなるべく多く得ることであろう。救済手当が厳しいチェックなしで与えられるようになる前には、農業労働者は農閑期に懸命になって仕事を探したであろう。しかし仕事がないために賃金を稼ぐことができないという理由で家族の生活費を教区から生活保護として与えられるならば、労働者が好んで労働に従事しなくてもよいと考えるのは人情の自然であり、また労働者の合理的選択であったと言えよう。救貧法改正前に労働者のあいだに、この合理

の選択が広まっていたことを否定するのは、非現実的なのではないだろうか。救貧法改正法の施行状況に関する下院の1837年特別調査委員会で証言した証人は、もと貧民監督役だった農場経営者も農場労働者に同情的な教区牧師も、救貧法改正後に農業労働者たちが改正前よりも熱心に仕事を探すようになったと述べている⁽³⁹⁾。先に見たように、救貧法改正後の分割貸与農地や賃金や過少雇用の条件が以前とたいして変わらず、しかも院外救貧手当が継続されたにもかかわらず、また院内救済を完全に遂行すれば院外救済以上に費用がかかったとすれば、救貧法改正後に救貧支出が著しく減少したのは、労働者による救貧手当の受給申請が減少したからにほかならないであろう。救貧手当の受給を控えた労働者の家族では、主食を小麦のパンからジャガイモに変えたかもしれない。サラマンは1814年から1838年までの間にジャガイモの作付け面積が倍増したと推計している⁽⁴⁰⁾。それまで就業していなかった娘や息子が賃仕事に就くということが行なわれたかもしれない⁽⁴¹⁾。それが救貧法改正に即して救貧政策の精神を変えた地方行政に対する労働者の態度のやむを得ざる変化だったのである。

〈注〉

- (1) Paul Slack, *The English Poor Law 1531-1782* (Macmillan Education 1990)
- (2) Sidney & Beatrice Webb, *English Poor Law History: Part I*, pp.156-7.
- (3) Alan Macfarlane, *The Origins of English Individualism* (Basil Blackwell 1978) pp.168-181; Daniel Defoe, *A Plan of the English Commerce* (1728) 山下幸夫, 天川潤次郎訳『イギリス経済の構図』(東京大学出版会 1975)「イギリスの貧民は、他のいかなる国の同じ階層の男子あるいは女子が同じ種類の仕事でかせぐよりも、より多くの貨幣をかせいでいることがあきらかになるだろう。」37-38頁。
- (4) Peter M. Solar, "Poor relief and English economic development before the industrial revolution", *Economic History Review*, 2nd ser., vol. 48, 1995, p.7.
- (5) Paul Slack, *op. cit.*, p.55.
- (6) E. A. Wrigley and R. S. Schofield, *The Population History of England 1541-1871* (Harvard University Press 1981) p.451.
- (7) Peter M. Solar, *op. cit.*, pp.3-7, 9-10.
- (8) J. L. & Barbara Hammond, *The Village Labourer* (1911).
E. J. Hobsbawm and George Rudé, *Captain Swing* (Lawrence and Wishart 1969).
E. P. Thompson, *Whigs and Hunters: The Origin of the Black Act* (1975).
- (9) Frances Power Cobbe, "The Philosophy of the Poor-Laws and the Present Report of Committee on Poor Relief", *Fraser's Magazine*, vol. 70, 1864, p.373.
- (10) *Edinburgh Review*, vol. 74, no. 149, 1841, p.14.
- (11) S. G. & E. O. A. Checkland (eds.), *The Poor Law Report of 1834* (Pelican Books 1974) p.336.
- (12) Robert Malthus, *An Essay on the Principle of Population, as it affects the future improvement of society, with remarks on the speculations of Mr. Condorcet and other writers.* (1798), 高野岩三郎・大内兵衛訳『初版人口の原理』(岩波文庫 1965) 66, 67, 70, 72頁。
- (13) 同上, 68頁。

- (14) S. G. & E. O. A. Checkland (eds.), *op. cit.*, p.156.
- (15) Robert Malthus, 高野・大内訳, 前掲書, 73頁。
- (16) S. G. & E. O. A. Checkland (eds.), *op. cit.*, p.375.
- (17) R. H. Tawney, *Religion and the Rise of Capitalism* (1926) (Pelican Books 1958) p.211. 出口勇三・越智武臣訳『宗教と資本主義の興隆』(岩波文庫 1959) 下巻 203頁。
- (18) Mark Blaug, "The Myth of the Old Poor Law and Making of the New", *Journal of Economic History*, vol. 23 (1963), pp.162, 176-7; "The Poor Law Reexamined", *Journal of Economic History*, vol. 24 (1964), p.243.
- (19) James P. Huzel, "Malthus, the Poor Law and Population", *Economic History Review*, 2nd ser., vol. 22 (1969), pp.437-44, 448-49, 451; "The Demographic Impact of the Old Poor Law: More Reflexions on Malthus", *Economic History Review*, 2nd ser., vol. 33 (1980), pp.370-81.
- (20) George R. Boyer, *An Economic History of the English Poor Law, 1750-1850* (Cambridge University Press 1990) pp.153, 155, 156-57, 163-64, 167-172.
- (21) M. J. Daunton, *Progress and Poverty, An Economic and Social History of Britain 1700-1850* (Oxford University Press 1955) p.457.
- (22) Christopher Dyer, *Standards of living in the later Middle Ages, Social change in England c.1200-1520* (Cambridge University Press 1989) pp.117-8.
- (23) Report of the Select Committee on Settlement and Removal XI (1847), Qs2103-4.
- (24) Report of the Poor Law Commissionners on the Continuance of the Poor Law Commission 1840, p.29.
- (25) Anne Digby, "The Rural Poor Law" in Derek Fraser (ed.), *The New Poor Law in the Nineteenth Century* (Macmillan Press 1976) p.170.
- (26) James Humphries, "Enclosures, Common Rights, and Women ; the Proletarianization of Families in the Late Eighteenth and Early Nineteenth Centuries", *Journal of Economic History*, vol. 50 (1990), p.26.
- (27) G. E. & K. R. Fussell, *The English Countrywoman, A Farmhouse Social History A. D. 1500-1900* (1953), p.154.
- (28) Report from the Select Committee on the Labouring Poor (Allotments of Land) (1843) p. iii, in *Agriculture* vol. 9 of *IUP Series of British Parliamentary Papers* (Irish University Press 1968).
- (29) Boaz Moselle, "Allotments, enclosure, and proletarianization in early nineteenth-century southern England", *Economic History Review*, 2nd ser., vol. 48 (1995), pp.495-93.
- (30) Joseph Ashby & Bolton King, "Statistics of Some Midland Villages", *Economic Journal*, vol. 3 (1893), pp.3 and 8-9.
- (31) Charles Booth, "Occupations of the United Kingdom, 1801-81", *Journal of the Royal Statistical Society*, vol. 49 (1886), p.351.
- (32) Redcliffe Salaman, *The History and Social Influence of the Potato* (1949) (reprinted with a new introduction and corrections by J. G. Hawkes, Cambridge Univ. Press 1985), p.611.
- (33) Ivy Pinchbeck, *Women Workers and the Industrial Revolution 1750-1850* (1930, reprinted with a new preface 1969) pp.203-232.
- (34) *The Reading Mercury*, May 111, 1795, in A. E. Bland, P. A. Brown, & R. H. Tawney (eds.), *English Economic History, Select Documents* (London 1914), 浜林正夫・篠塚信義・

鈴木亮『原典イギリス経済史』（御茶ノ水書房 1967）278-79頁。

- (35) Report from the Select Committee on the Poor Law Amendment Act (1837) p.65; Third Report, Minutes of Evidence (1837) p.125, in *Poor Law*, vol. 1 of *British Parliamentary Papers* (Irish Univ. Press 1968).
- (36) Sidney & Beatrice Webb, *English Poor Law History: Part II*, vol. I (1929) pp.146-48.
- (37) George R. Boyer, *op. cit.*, p.270.
- (38) S. G. & E. O. A. Checkland (eds.), *op. cit.*, p.97.
- (39) Report from the Select Committee on the Poor Law Amendment Act (1837) ; Third Report, p.128; The Fourth Report, p.13, in the *British Parliamentary Papers* (Irish Univ. Press 1968).
- (40) Redcliffe Salaman, *op. cit.*, p.537.
- (41) Third Report, p.128.

(経博 教授)